

令和7年度

## いじめ防止基本方針

名古屋市立中央高等学校

## 1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校は、上記のことを踏まえ、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのために、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行われなければならない。

学校は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

## 2 校内体制

- ・学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのためにいじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示し、アンケート調査、人権講話やI N Gキャンペーンなどの啓発活動に加え、学年会や部会での密な情報共有を行う。
- ・校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ等対策員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・「いじめ等対策委員会」は、年5回、また緊急な場合など必要に応じて開催するとともに、開催したときには議事録を作成する。その際、会は他の会と重ならないよう単独で開催する。
- ・いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、多様な専門性を持った職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- ・いじめを発見、訴えを聞いた場合は、即日に集約担当に報告し、一両日中に「いじめ等対策員会」を開催するなど、関係事案を迅速・正確に報告する。
- ・「いじめ等対策委員会」の構成員  
校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・保健主事・学年主任・教育相談係・養護教諭・SC
- ・機動的で柔軟な対応ができるように、教頭と生徒指導主事を情報の集約担当とする。

### 3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え

- ・教職員一人一人が多様な背景をもつ生徒の理解と配慮を含めた人権意識を持つ。
- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。
- ・いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
- ・日常的な教育活動の中で、生徒の不適切・不用意な発言があったときは、見逃すことなくその都度適切に対処する。
- ・普段から生徒が何でも相談できるような関係を築くとともに、生徒と触れ合う時間をできる限り設けるように努める。
- ・いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、些細な兆候であっても早い段階からの的確に関わり、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先する。
- ・いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる場合においてはじめて判断する。
- ・部活動は、スポーツ庁・文化庁のガイドライン等も踏まえて実施する。

### 4 未然防止の取組

- ・学校の教育活動全体を通じて、生徒が他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を提供するよう努める。
- ・生徒が授業や行事に主体的に参加する中で、心の通じ合うコミュニケーション能力を育んでいくような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・学校が生徒にとって居心地のよい場所となるような環境づくりを行うとともに、互いの違いを認め合い、相互に補い合う人間関係や学校風土を醸成する。
- ・上記の内容について、学校及び生徒の実態を踏まえ、なごや子ども応援委員会と協働して企画・計画・実践を進める。

#### (1) 道徳教育・人権教育

- ・「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思い遣る心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

活用資料：「I N Gハンドブック」「人権教育の手引き」など

## (2) 授業づくり

- ・生徒が自らの可能性を最大限伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、生徒主体の授業づくりに取り組む。
- ・生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。  
以下を努力点等の取り組みとする。
- ・基礎学力指導のあり方を常に検証・改善に努め、生徒の確かな学力の定着を目指す。また、生徒同士が多様な文化や国籍、生活習慣の違いを認め合うことができるよう、教職員が率先して態度で示す。
- ・授業公開や研究協議等により学校全体でよりよい授業づくりを進め、教科指導のみならず生徒指導の道徳的な観点からも授業改善に取り組む。

## (3) 活発な自主活動

- ・一人一人の生徒が活躍できる学校生活をつくることができる場や機会を設定し、生徒の自己有用感の育成を図る。
- ・生徒会活動や部活動など、生徒の創意や工夫に富んだ力が発揮でき、主体的に人と関わることの喜びや大切さに気づき学ぶ機会を設定する。
- ・集団の一員としての自覚や態度・資質や能力を育むために、友達の良さに気づき互いを認め合う活動や共通目標を達成する活動などを行う機会を設定する。
- ・いろいろな機会を通じ、生徒自身がいじめを自らの問題として受け止めるとともに主体的に考えて行動できるような働きかけを行う。

《学校全体での取組・活動》

「体育祭での縦割り種目」「縦割りで行う委員会活動」

《各学年で中心となる取組・活動》

【1年生】「新入生オリエンテーションにおける諸活動」

【2年生】「学びの基礎診断における諸活動」

【3年生】「総合的な探究の時間における諸活動」

【4年生】「修学旅行における諸活動」

## (4) キャリア教育の充実

- ・自己理解・他者理解を通じて将来どのような生き方をし、どのように社会貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取り組みを進める。

## (5) 教育相談

- ・入学式、1学期始業式でスクールカウンセラーの紹介を行い、気軽に相談できる存在があることを知らせる。
- ・1年生を中心に、年度当初の保護者会において、スクールカウンセラー5分面談を実施する。

## 5 早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活すべての場において、生徒をきめ細かく見守り、いじめの早期発見のために、日常的な観察とともにアンケート調査や教育相談などを計画的に行い、生徒の様子を多角的に把握する。また、なごや子ども応援委員会と定期的に口頭及び書面による情報交換を行うことでいじめの早期発見に努める。

### (1) 日常的な観察

- ・日頃の生徒との触れ合いの中でさまざまな情報を収集するとともに、いじめの兆候や生徒が示すサインを見逃さないようにする。
- ・さまざまな場面での様子や言動に注意を払うとともに、欠席や遅刻が増加した生徒の状況を速やかに把握する。

### (2) アンケート調査

- ・正しい情報を得るために、調査の主旨を生徒に十分説明した上で4月、6月、11月、1月の年4回実施する。
- ・些細なことも含めて調査結果を分析し、情報の共有はもとより対応が必要な事柄については速やかに学校全体で組織的に対応する。
- ・重大な事案については、緊急にアンケート調査を行とともに、生徒や保護者の個別の聞き取りなど、より正確な情報収集に努める。

### (3) 教育相談

- ・他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう呼び掛ける。
- ・年間を通じて定期的に面接や保護者会を設定し、情報の収集に努める。
- ・担任以外の教員、スクールカウンセラーへの相談は常に可能であることを周知し、生徒が相談しやすい環境づくりに努める。
- ・学校の様子について何か気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう保護者にも依頼しておく。
- ・年度当初に全生徒に「あったかハート」を配布したり、その都度各相談機関の情報を紹介・掲示したりして周知徹底を図る。

### (4) SNS相談

- ・SNS相談アプリ「STAND BY」を導入し、学習者用タブレット端末でも24時間365日相談できることを周知する。

## 6 いじめに対する措置（いじめの重大事態・警察との連携を含む）

### ＊重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（いじめ防止対策推進法第28条）

- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた生徒に関しては、早期発見・早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
- ・ 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

### （1） いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為や不適切な発言を見聞きした場合、その場でその行為を止めたり発言に対して説諭したりする。
- ・ 生徒や保護者からの訴えに対しては真摯に傾聴し、些細な兆候であっても早い段階からの確に関わる。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ いじめ行為を発見したり通報を受けたりした教職員は、速やかに「いじめ等対策委員会」に報告する。
- ・ 「いじめ等対策委員会」では、関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめとして対応すべき事案か否かを判断する。
- ・ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」「相当の期間（1週間をめぐり）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」「いじめを受けた生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む）」などの「重大事態」については、直ちに教育委員会に報告し、調査に着手する。調査を行う際には、詳細な事実関係の確認を行うため、対象生徒・保護者のみならず、関係生徒・保護者に対しても事前に説明し、協力を得るようにする。
- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。

### （2） いじめを受けた生徒又はその保護者への支援

- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた生徒を別室で指導する」など、安心して学校生活を送ることができるような環境を整える。
- ・ 上記の対応によってもいじめられた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援などいじめられた生徒や保護者の心情に寄り添いながら支援する。
- ・ 当該事案に気づき次第直ちに、いじめを受けた生徒及びその保護者の要望・意見等を聴き取る。その際、誰がいじめを受けた生徒・保護者の聴き取りを行うかについては、

いじめを受けた生徒・保護者の意向を尊重する。

- ・学校は、いじめを受けた生徒、及びその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いがある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。
- ・保護者には、電話連絡や家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー、なごや子ども応援委員会や外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行うように努める。
- ・なごや子ども応援委員会に対して、いじめを受けている生徒への個別の安全確保、警察と連携した対応の窓口を担うよう、ＳＰによる支援の要請を行う。
- ・犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、教育委員会に一報するとともに警察へ相談又は通報する。

### (3) いじめを行った生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・事実に対する保護者の理解を得た上で、いじめを行った生徒を別室で指導する等、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的な配慮の下、必要に応じて「特別の指導計画による指導」「教育委員会との判断による出席停止」「警察との連携による措置」などの対応を行う。

### (4) 集団への働きかけ

- ・傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、集団として好ましい活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
- ・すべての生徒が、集団の一員として互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

### (5) ネット上のいじめへの対応

- ・名誉毀損やプライバシー侵害などの不適切な書き込みについては、教育委員会が委託する業者や所轄警察署に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- ・警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓

口や関係機関が実施する取組を周知したりする。

- ・パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメール等を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・保護者に対しても現状の把握やスマートフォンなどの使用方法についての家庭確認を依頼する。

## **7 なごや子ども応援委員会との協働**

なごや子ども応援委員会と協働を図り、未然防止及び早期発見の取組を進めるとともに問題の解決に努める。

## **8 校内研修の実施**

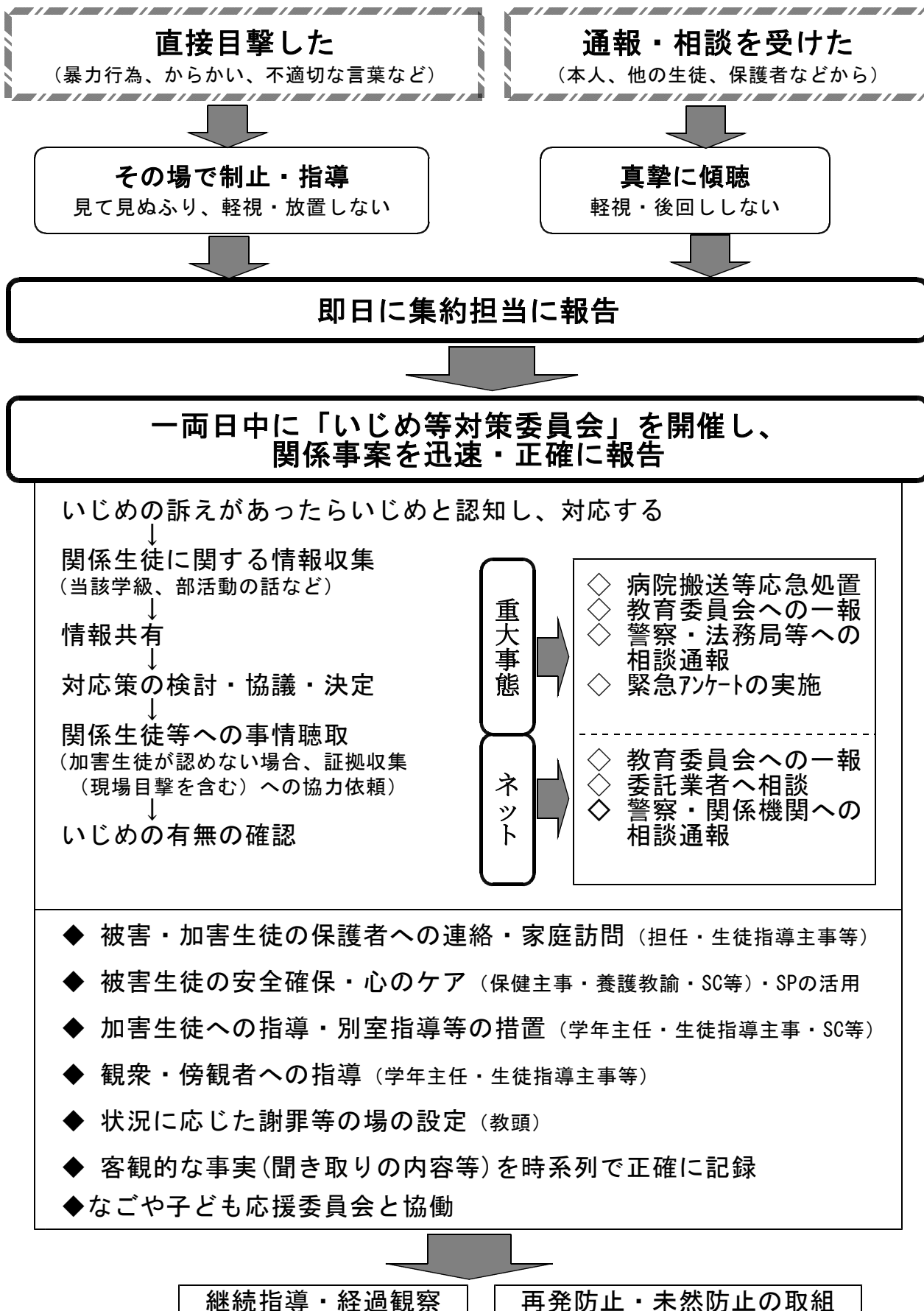
いじめ対策検討会議の報告や生徒指導提要进行を活用する等、いじめ防止等のための対策に関する校内研修を学期に1回は実施し、教職員の資質向上に努める。

## **9 学校評価の実施**

学校は、より実効性の高い取組を実施するために、PDCAサイクルに基づき、策定した「学校いじめ防止基本方針」の見直しを必要に応じて行う。

また、いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめを発見、訴えを聞いた場合の対応の流れ ◆



年間を見通したいじめ防止のための指導計画（夜間）

| 学期 | 諸会議等                                                                                                         | 未然防止の取組                                                                                               | 早期発見の取組                                                                                                                                  | 校内研修                                                                                              |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | <p><b>職員会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導方針</li> <li>・指導計画</li> </ul> <p>いじめ等対策委員会①②</p> | <p>↑</p> <p>学校の指導方針<br/>姿勢の周知徹底</p> <p>互いを認め合う<br/>人間関係づくり</p> <p>基礎学力指導 ①</p> <p>授業公開 ①</p> <p>↑</p> | <p>あったかハート・<br/>ひとりで悩みを抱<br/>えていませんか？<br/>関係諸資料の配布</p> <p>こころのSOS<br/>①</p> <p>いじめアンケート<br/>①②</p> <p>保護者会 ①②</p> <p>SC5分面談</p> <p>↑</p> | <p><b>研修①</b></p> <p>SCによる<br/>学習会<br/>(生徒理解)<br/>アンケート<br/>結果の分析</p> <p>自殺予防教育講演会の<br/>報告・共有</p> |
| 2  | <p>いじめ等対策委員会③④</p>                                                                                           | <p>協力し合う学級<br/>づくり</p> <p>基礎学力指導②</p> <p>文化祭／講演会</p> <p>INGキャンペーン</p> <p>人権週間講話</p> <p>↑</p>          | <p>面接週間 ①②</p> <p>こころのSOS<br/>②</p> <p>いじめアンケート<br/>③</p> <p>保護者会 ③</p> <p>↑</p>                                                         | <p><b>研修②</b></p> <p>SCによる<br/>学習会<br/>(事例検討)<br/>アンケート<br/>結果の分析</p>                             |
| 3  | <p>いじめ等対策委員会⑤</p> <p>次年度へ<br/>向け方針<br/>の再検討</p>                                                              | <p>どの生徒にも安心<br/>安全で快適な学校<br/>づくり</p> <p>基礎学力指導 ③</p> <p>授業公開 ②</p> <p>↑</p>                           | <p>こころのSOS<br/>③</p> <p>いじめアンケート<br/>④</p> <p>↑</p>                                                                                      | <p><b>研修③</b></p> <p>アンケート<br/>結果の分析</p>                                                          |

年間を見通したいじめ防止のための指導計画（昼間）

| 月            | 諸会議等                                                                                                                                       | 未然防止の取組                                                                                                                                                                                                                                                        | 早期発見の取組                                                                                                                                                                                                              | 校内研修                                                                                                                                                                                                                                                           |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4<br>～<br>7  | <p><b>職員会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導方針</li> <li>・指導計画</li> </ul> <p>いじめ等<br/>対 策<br/>委員会①</p> <p>情 報<br/>交換会①</p> | <p>↑</p> <p>事<br/>案<br/>発<br/>生<br/>時<br/>・<br/>い<br/>じ<br/>め<br/>等<br/>対<br/>策<br/>委<br/>員<br/>会<br/>の<br/>随<br/>時<br/>開<br/>催<br/>↓</p> <p>学校の指導方針<br/>姿勢の周知徹底</p> <p>互いを認め合う<br/>人間関係づくり</p> <p>中央セミナー ①</p> <p>授業公開 ①</p> <p>生徒会 夏の行事</p> <p>学習カウンセリング</p> | <p>↑</p> <p>わ<br/>か<br/>る<br/>授<br/>業<br/>・<br/>全<br/>員<br/>が<br/>参<br/>加<br/>活<br/>躍<br/>で<br/>き<br/>る<br/>授<br/>業<br/>↓</p> <p>関係諸資料の配付</p> <p>面接週間 ①</p> <p>学校生活に関する<br/>アンケートの実施</p> <p>保護者会</p> <p>こころのSOS①</p> | <p>↑</p> <p>積<br/>極<br/>的<br/>な<br/>声<br/>か<br/>け<br/>や<br/>観<br/>察<br/>・<br/>組<br/>織<br/>的<br/>対<br/>応<br/>・<br/>S<br/>C<br/>の<br/>活<br/>用<br/>↓</p> <p><b>研 修 ①</b></p> <p>SCによる<br/>学習会<br/>(生徒理解)<br/>アンケート<br/>結果の分析</p> <p>自殺予防教<br/>育講演会の<br/>報告・共有</p> |
| 9<br>～<br>12 | <p>いじめ等<br/>対 策<br/>委員会②</p> <p>情 報<br/>交換会②</p>                                                                                           | <p>協力し合う集団<br/>づくり</p> <p>中央祭（文化祭）</p> <p>ｽﾎｰﾌﾞﾌｪｽﾃｨﾊﾞﾙ<br/>(球技大会)</p> <p>中央セミナー ②</p> <p>授業公開 ②</p> <p>人権週間講話</p>                                                                                                                                             | <p>学校生活に関する<br/>アンケートの実施</p> <p>面接週間 ②</p> <p>こころのSOS②</p>                                                                                                                                                           | <p><b>研 修 ②</b></p> <p>SCによる<br/>学習会<br/>(事例検討会)<br/>アンケート<br/>結果の分析</p>                                                                                                                                                                                       |
| 1<br>～<br>3  | <p>いじめ等<br/>対 策<br/>委員会③</p> <p>情 報<br/>交換会③</p> <p>次年度へ<br/>向け方針<br/>の再検討</p>                                                             | <p>どの生徒にも安心<br/>安全で快適な学校<br/>づくり</p> <p>中央セミナー ③</p> <p>授業公開 ③</p> <p>生徒会 春の行事</p>                                                                                                                                                                             | <p>学校生活に関する<br/>アンケートの実施</p> <p>こころのSOS③</p>                                                                                                                                                                         | <p><b>研 修 ③</b></p> <p>SCによる<br/>学習会<br/>(症例学習会)<br/>アンケート<br/>結果の分析</p>                                                                                                                                                                                       |